

平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（第一種指定化学物質の排出量の算出の方法）

第二条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
二 当該事業所における排出物（環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。）に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法
四 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、

て、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法
五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法
（第一種指定化学物質の移動量の算出の方法）
第三条 法第五条第一項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）にあつては特定第一種指定化学物質質量、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質質量によつて算出するものとする。

一 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
二 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
三 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法
四 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、

当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、

五 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法
（排出量及び移動量の把握）
第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
一 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。）であつて、その第一種指定化学物質質量が一トン以上であるもの（へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量
ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。）であつて、その特定第一種指定化学物質質量が〇・五トン以上であるもの（へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。）の排出量及び移動量
ハ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所（令第三条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第十九条第二号及び第二十条第二号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
ニ 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、次に掲げる事項
（1） 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
（2） 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

（1） 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
（2） ダイオキシン類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量
（3） 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
（4） 大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

（1） 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
（2） ダイオキシン類の当該施設（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府令、厚生省令第二号）第一条第三号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。）からの排出量
（3） 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第十四条第一項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量
（4） 大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

（1） 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において特定第一種指定化学物質において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定第一種指定化学物質又は把握対象第一種指定化学物質に該当するものに限る。）（2） にお

（1） 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令、厚生省令第一号）第一条第二項第十四号ハ（同令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質（当該事業所において特定第一種指定化学物質において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定第一種指定化学物質又は把握対象第一種指定化学物質に該当するものに限る。）（2） にお

て特定把握対象第一種指定化学物質とい
う。)の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第十四条第一項の規定
に基づく測定の対象となる特定把握対象
第一種指定化学物質の当該施設からの排
出量

(3) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規
定に基づく測定の対象となる第一種指定
化学物質の当該施設からの排出量
ト ダイオキシン類対策特別措置法(平成十
一年法律第五十号)第二条第二項に規定す
る特定施設(チ)において単に「特定施設」
という。)が設置されている事業所にあつ
ては、ダイオキシン類の当該施設からの排
出量及び移動量

チ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定
める省令(第一条各号列記以外の部分に規定
する最終処分場(以下チにおいて単に「最
終処分場」という。))が設置されている事
業所(当該事業所を有する事業者が有する
事業所に設置されている特定施設において
生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置
されているものに限る。)にあつては、ダイ
オキシン類の当該最終処分場からの排
出量

二 排出量については、次に掲げる区分ごとの
排出量を把握すること。

- イ 大気への排出
- ロ 公共用水域への排出
- ハ 当該事業所における土壌への排出(二に
掲げるものを除く。)
- ニ 当該事業所における埋立処分
移動量については、次に掲げる区分ごとの
移動量を把握すること。
- イ 下水道への移動
- ロ 当該事業所の外への移動(イに掲げるも
のを除く。)

(届出の方法等)

第五条 法第五条第二項の規定による届出は、毎
年度六月三十日までに、様式第一による届出書
を提出して行わなければならない。ただし、災
害その他やむを得ない事由により当該期限まで
に提出して行うことが困難であるときは、財務
大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産
大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限
までに提出して行わなければならない。
2 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係
る法第五条第二項の規定による届出は、当該事
業所における主たる事業を所管する大臣に対し
て行わなければならない。

(届出事項)

第六条 法第五条第二項の主務省令で定める事項
は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
はその代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所において常時使用される従業員の数
- 四 事業所において行われる事業が属する業種
- 五 法第五条第一項の規定により排出量及び移
動量を把握した第一種指定化学物質の名称並
びに当該第一種指定化学物質に係る第四条第
二号及び第三号に定める区分ごとの排出量及
び移動量

(対応化学物質分類名)

第七条 法第六条第一項の対応化学物質分類名は
別表の上欄に、各分類に属する第一種指定化学
物質は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりと
する。

(対応化学物質分類名への変更等の請求の方法)

第八条 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三
十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式
第二による請求書及び当該請求書別紙に定める
事項についての事実を証する書類を提出して行
わなければならない。ただし、災害その他やむ
を得ない事由により当該期限までに提出して行
うことが困難であるときは、財務大臣、文部科
学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産
業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣
が当該事由を勘案して定める期限までに提出し
て行わなければならない。

2 法第六条第八項の請求は、毎年度六月三十日
までに、様式第三による請求書及び当該請求書
別紙に定める事項についての事実を証する書類
を提出して行わなければならない。ただし、災
害その他やむを得ない事由により当該期限まで
に提出して行うことが困難であるときは、財務
大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産
大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限
までに提出して行わなければならない。

3 二以上の業種に属する事業を行う事業所に係
る法第六条第一項及び第八項の請求は、それぞ

れ当該事業を所管する大臣に対して行わなけれ
ばならない。

(都道府県知事が説明を求めるときの方法)

第九条 都道府県知事は、法第七条第五項の規定
により説明を求めようとするときは、次に掲げ
る事項を記載した書類を主務大臣に提出して行
わなければならない。

- 一 説明を求めるときの事業所名、事業所
名及び対応化学物質分類名
- 二 主務大臣に対して求める説明の内容
- 三 説明を求めるときの理由

(手数料を現金により納付できる場合)

第十条 令第八条第二項に規定する主務省令で定
める場合は、主務大臣が、その事務所において
手数料の納付を現金ですることが可能である旨
及び当該事務所の所在地を官報で公示した当該
事務所において現金で納付する場合とする。

(電子情報処理組織を使用した届出の方法)

第十一条 法第五条第二項の規定による届出であ
つて、情報通信技術を活用した行政の推進等に
関する法律(平成十四年法律第五十一号)第
六条第一項の規定により関係行政機関が所管す
る法令に係る情報通信技術を活用した行政の推
進等に関する法律施行規則(平成十六年内閣
府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科
学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省・環境省令第一号)第四条に規定す
る電子情報処理組織を使用して届出をしよう
とする者は、第五条第一項の規定にかかわらず、
主務大臣が指定する電子計算機(第十三条第一
項第一号において「指定電子計算機」という。)
に備えられたファイルから入手可能な排出量等
届出様式に記録すべき事項を主務大臣が定める
技術的基準に適合する電子計算機(届出をしよ
うとする者の使用に係るものに限る。)から入
力しなければならない。

(事前の届出等)

第十二条 前条の電子情報処理組織を使用して法
第五条第二項の規定による届出をしようとする
者は、様式第四による届出書を都道府県知事に
あらかじめ提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理したとき
は、当該届出をした者に識別番号及び暗証番号
を通知するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変
更があったときは電子情報処理組織の使用を
廃止したときは、速やかに様式第五による届出

書にその旨を記入し、都道府県知事に届け出な
ければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出をした者が電
子情報処理組織の使用を継続することが適当で
ないと認めるときは、電子情報処理組織の使用
を停止することができる。

(磁気ディスクによる届出等の方法)

第十三条 令第九条の規定により磁気ディスクに
より届出等をしようとする者は、第五条第一項
並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわ
らず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それ
ぞれ当該各号に掲げる事項を記録した磁気ディ
スク及び様式第六による磁気ディスク提出票を
提出することにより行わなければならない。
一 法第五条第二項の規定による届出をしよ
うとする者 指定電子計算機に備えられたファ
イルから入手可能な排出量等届出様式に記録
すべき事項

二 法第六条第一項の請求をしようとする者
主務大臣の使用に係る電子計算機(次号にお
いて「使用電子計算機」という。)に備えら
れたファイルから入手可能な対応化学物質分
類名変更請求様式に記録すべき事項

三 法第六条第八項の請求をしようとする者
使用電子計算機に備えられたファイルから入
手可能な対応化学物質分類名維持請求様式に
記録すべき事項

2 前項の場合において、同項第二号又は第三号
に掲げる者は、同項第二号又は第三号により記
録した事項についての事実を証する情報を同項
の磁気ディスクに記録し、又は当該事実を証す
る書類を主務大臣に提出しなければならない。

附 則

1 この命令は、法附則第一条第三号中法第五条
第一項の規定の施行の日から施行する。た
だし、第五条及び第六条の規定は、同号中法第五
条第二項の規定の施行の日から施行する。

2 この命令の施行の日から起算して二年を経過
する日までの間においては、第四条第一号イ中
「ト」であるのは、「スト」とする。

附 則 (平成十四年一月一日内閣府・
財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水
産省・経済産業省・国土交通省・環境省令
第一号)

この命令は、特定化学物質の環境への排出量
の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附
則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の

この命令は、特定化学物質の環境への排出量
の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附
則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の

様式第1 (第5条関係)

別添化学物質の製造に関する調査書の提出

製造者 株式会社 〇〇〇

製造者 代表取締役 〇〇〇

製造者 製造部長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長補佐 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

別添化学物質の製造に関する調査書の提出

製造者 株式会社 〇〇〇

製造者 代表取締役 〇〇〇

製造者 製造部長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長補佐 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

別添化学物質の製造に関する調査書の提出

製造者 株式会社 〇〇〇

製造者 代表取締役 〇〇〇

製造者 製造部長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長補佐 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

製造者 製造課長 〇〇〇

5. 生産方法その他の事業記録に有用な技術上の情報であることを説明

ア. 発明とされる発明が事業記録に規定の技術上の発明を伴うべき発明に認められることの説明

イ. 当該発明が他の事業者等に知られること、該発明の競争上の利益が侵害されること説明

6. 当該発明が有用なものであること説明

ア. 発明とされる発明が、発明による発明の技術上の発明等によって一般に公開されたこと説明後、その他説明

イ. 発明が有用なものであること、当該発明が有用なものであること説明後、その他説明
(発明が有用なことを説明する旨の記載)

7. その他、当該発明が有用なことを説明する旨の記載

様式第3 (第8条関係)

様式第3(第8条関係)

発明の種類	発明の名称	発明の目的
第一種発明		
第二種発明		

別記化学物質発明名簿の維持の事項

主務大臣 殿

発明の名称 (日本語)
発明の名称 (英語)
発明の名称 (漢字)
発明の名称 (外国人にとっては高貴及び発明者の氏名)
特許化学物質の構造式の提供等の措置及び情報の公表に関する法律(発明者等)
第一種発明(化学物質発明)

発明の種類	発明の名称	発明の目的
第一種発明		
第二種発明		

決定番号

決定番号

(備考)

別記において、申請書においては、当該第一種発明が有用であることを説明する旨の記載と認められている発明が事業記録に有用な発明であることを説明して記載されている旨(以下「発明事項」といいます。))に記載することとされています。

備考 1. 発明の種類は、記載されたこと。

備考 2. 発明の種類は、記載されたこと。

備考 3. 発明の種類は、記載されたこと。

備考 4. 発明の種類は、記載されたこと。

備考 5. 発明の種類は、記載されたこと。

(88)

第一種発明(化学物質)の発明に関する事項が記載されている旨

第一種発明(化学物質)の発明に関する事項が記載されている旨を説明する旨の記載

イ. 発明とされる発明が事業記録に規定の技術上の発明を伴うべき発明に認められること説明

イ. 当該発明が他の事業者等に知られること、該発明の競争上の利益が侵害されること説明

6. 当該発明が有用なものであること説明

ア. 発明とされる発明が、発明による発明の技術上の発明等によって一般に公開されたこと説明後、その他説明

イ. 発明が有用なものであること、当該発明が有用なものであること説明後、その他説明
(発明が有用なことを説明する旨の記載)

7. その他、当該発明が有用なことを説明する旨の記載

5. 生産方法その他の事業記録に有用な技術上の情報であることを説明

ア. 発明とされる発明が事業記録に規定の技術上の発明を伴うべき発明に認められること説明

イ. 当該発明が他の事業者等に知られること、該発明の競争上の利益が侵害されること説明

6. 当該発明が有用なものであること説明

ア. 発明とされる発明が、発明による発明の技術上の発明等によって一般に公開されたこと説明後、その他説明

イ. 発明が有用なものであること、当該発明が有用なものであること説明後、その他説明
(発明が有用なことを説明する旨の記載)

7. その他、当該発明が有用なことを説明する旨の記載

